

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 Sisterhood（以下、法人という。）の倫理規程の理念に則り、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この法人の役員・職員（以下「役職員」という。）は、法令、会則及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第3条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織としてコンプライアンス委員会を置く。

(コンプライアンス委員会)

第4条 コンプライアンス委員会は、2人以上5人以内の会員で構成する。

2 コンプライアンス委員会のうち、1人を委員長とする。

3 委員長の役割及び権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者

4 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表
- (6) その他コンプライアンス委員会委員長が必要と判断した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第5条 コンプライアンス委員会は、委員長の招集により開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会をいつでも招集することができる。

(報告、連絡及び相談ルート)

第6条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合、速やかにコンプライアンス委員会の構成員に報告する。

2 コンプライアンス委員会の構成員は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨を委員長に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、委員長の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。

(役職員のコンプライアンス教育)

第7条 この団体は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員は、この団体の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(懲戒等)

第8条 役職員が第6条第1項及び第2項に定める報告を適切に行わなかった場合には、理事会において対象者を懲戒処分する事ができる。懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は戒告とする。

2 理事会は第8条1項の事態が生じた時に、速やかに原因の究明・再発防止のための取り組みを実施しなくてはならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2024年8月24日から施行する。（2024年8月24日理事会決議）